

## 令和7年度がん検診業務委託契約書（B）

委託者 公益財団法人新潟県健康づくり財団（以下「甲」という。）と受託者 （以下「乙」という。）とは、がん検診（以下「検診」という。）業務の委託について、次の条項により契約を締結する。

### （委託の内容）

**第1条** 甲は、別記1に掲げる検診を乙に委託し、乙はこれを受託する。

### （検診の実施方法）

**第2条** 乙は、前条の検診を新潟県が定めた「健(検)診ガイドライン」に基づき実施するものとする。また、乙が別記1に掲げる市町村と協議し、指定した別記2の医療機関（以下「実施医療機関」という）において実施するものとする。

### （検診の実施時期等）

**第3条** 検診の実施日及び場所等は、市町村の計画を基本とし乙が関係機関と協議して定めるものとする。

### （委託期間）

**第4条** 検診業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### （委託料）

**第5条** 検診の委託料は、別表「がん検診等委託料一覧表」により定められた金額に実施人員を乗じた金額とする。

2 受診者が検診料金の一部負担金を直接、実施医療機関に支払う場合は、前項の規定にかかわらず、前項により算出した額から別記3の一部負担金に実施件数を乗じた額を差し引いた金額とする。

### （再委託の制限）

**第6条** 乙及び実施医療機関は、受託した検診を他に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときはこの限りではない。

### （実施結果の報告）

**第7条** 乙及び実施医療機関は、検診を終了したときは、遅滞なくその結果を実施市町村に報告し、履行の確認を得て甲に報告するものとする。

### （委託料の請求及び支払）

**第8条** 乙は、前条に基づき検診委託料請求書を甲に提出するものとする。ただし、乙から申し出がある場合、実施医療機関から甲に直接請求書を送付することができる。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な請求書を受理したときは、その日から45日以内に乙に支払うものとする。ただし、乙から申し出がある場合、甲から実施医療機関に直接委託料を支払うことができる。

### （個人情報の取扱い）

**第9条** 甲・乙及び実施医療機関は、本契約における個人情報の取扱いについては、別紙個人情報取扱注意事項及び個人情報保護法等の個人情報に関する法令を遵守し、必要な個人情報保護対策を講じるものとする。

(損害に対する措置)

**第10条** 検診の実施により受診者に事故が生じたときは、実施医療機関は速やかに甲・乙及び市町村に連絡し、実施市町村が甲の協力を得て関係機関と協議し、円満な解決につとめるものとする。

(契約の解除)

**第11条** 甲は、乙の契約違反により契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

(疑義の解決)

**第12条** この契約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、誠意をもって解決にあたるものとする。

(新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の取扱い)

**第13条** 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業に基づき実施される検診業務（以下「無料クーポン検診」という。）については、以下の取扱いとする。

- 2 無料クーポン検診の対象者は、前項に規定する検診業務の対象者で、実施市町村が発行する子宮頸がん検診無料クーポン券、乳がん検診無料クーポン券（以下「クーポン券」という。）を持参した者とし、乙において本人確認及びクーポン券の有効期限等券面の内容を十分確認の上、無料クーポン検診を実施するものとする。
- 3 無料クーポン検診の実施方法は、第2条に定める内容に加え「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（令和6年2月14日付け健生発0214第9号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）に基づき実施するものとする。
- 4 乙は、無料クーポン検診終了後、クーポン券を個人記録票とともに市町村に提出するものとする。
- 5 休日等に無料クーポン検診を実施する場合は、市町村と乙が協議し、一定の受診者を確保のうえ、実施するものとする。
- 6 クーポン券の対象者が、無料クーポン検診と併せて子宮体がん検診を受診し、検診料金の一部負担金を直接、実施医療機関に支払う場合は、実施医療機関は、第5条第1項の検診請求額から別記4の一部負担金に実施件数を乗じた額を差し引いた金額を検診請求額として甲に請求するものとする。

(反社会的勢力の排除)

**第14条** 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を棄損する行為

甲及び乙は、この契約を証するため本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を所持する。

令和7年4月1日

委託者 甲 住 所 新潟市中央区医学町通2番町13番地  
名 称 公益財団法人新潟県健康づくり財団  
代表者 代表理事理事長 渡 部 透 団

受託者 乙 住 所  
名 称  
代表者 団

## 別記 1

## 令和7年度市町村別各種がん検診業務委託内容

別記2

(市町村名)


(市町村名)


## 別記3

## 市町村別一部負担金一覧表

胃がん施設検診 (内視鏡検査)	一部負担金	摘要	市町村名

子宮がん施設検診	一部負担金	摘要	市町村名

乳がん施設検診	一部負担金	摘要	市町村名

肝炎ウイルス二次検診	一部負担金	摘要	市町村名

## 別 表

### 健 康 診 査 委 託 料 ( 税 込 ) 一 覧 表

B (新潟県健康づくり財団－郡市医師会)

#### I 検診業務委託料

##### 1 胃がん施設検診 (内視鏡検査)

A 一括方式	14, 422 円
B 個別方式	16, 024 円

##### 2-1 子宮がん検診 (細胞診) 一施設

A 頸がん (一括方式)	6, 162 円
B 頸がん (個別方式)	7, 590 円
C 体がん	4, 620 円

※A・Bにおいて液状化検体の場合、1件につき495円加算

##### 3 乳がん施設検診 (1方向)

A 一括方式	4, 077 円 (4, 017 円)
B 個別方式	4, 088 円 (4, 028 円)

##### 3-2 乳がん施設検診 (2方向)

A 一括方式	6, 376 円 (6, 316 円)
B 個別方式	6, 386 円 (6, 326 円)

##### 4 肝炎ウイルス二次検診

A HBs抗原検査・HCV抗体の検出 ・HCV抗体検査	6, 666 円
B 上記A + HCV核酸増幅検査	12, 023 円

#### 摘要

- (1) ここに掲げる検診料は、受診者1人当たりの料金である。
- (2) 乳がん検診(マンモグラフィ単独及び併用)料金については、乳がん検討委員会運営費として拠出する金額(60円)を差し引いた( )の額を請求単価とする。
- (3) 乳がん検診については、それぞれデジタル加算分が含まれた金額となっている

## 個人情報取扱注意事項

### 1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

### 2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 3 収集の制限

(1) 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

### 4 利用及び提供の制限

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### 5 適正管理

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 6 再委託の禁止

乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。

### 7 資料等の返還等

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### 8 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

### 9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時実地に調査することができる。

### 10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。